

西日本工業大学履修に関する規程

最終改正 平成 27 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規程は、西日本工業大学学則（以下「学則」という。）第 29 条第 3 項の規定に基づき、履修方法等について必要な事項を定めるものとする。

(学科目)

第 2 条 各授業科目は、必修科目、選択必修科目及び選択科目の 3 種類とする。

2 必修科目の単位数をもって学則第 36 条の卒業単位数に不足する単位数は、選択必修科目及び選択科目によって補うものとする。

(履修範囲)

第 3 条 各学科の教育課程は、学則別表 1 によるものとする。ただし、必修科目以外の授業科目については、自らの判断及び計画に基づいて、時間割及び本規程の履修条件によって受講できる範囲内で履修することができる。

2 学則別表 1 に規定している他学部、他学科、他系の教育課程（以下、「他教育課程という。」）の授業科目の履修及び単位認定は次の各号による。

(1) 履修を希望する学生は、各学期の始めにガイダンス担当教員の履修指導を受け、当該授業科目担当教員の許可を得る。

(2) 他教育課程の単位認定のうち、卒業に必要な単位は、第 23 条に定める卒業に要する単位から授業科目区分毎の最低修得単位の合計を差し引いた 14 単位を上限とする。

(履修条件)

第 4 条 学生は、次の履修条件を守らなければならない。

(1) 各学期に履修登録できる単位数の上限は 24 単位とする。

なお、前学期の G P A (Grade Point Average) が 3.0 を超えた学生は、6 単位追加した単位数を上限として履修登録できるものとする。この場合、追加単位の次学期への繰り越しはできない。

(2) 前号で定める上限履修単位数を超えて、更に特定の授業科目の受講を希望する場合は、卒業要件の単位数に算入しない授業科目として履修登録することにより、前号の例外として取り扱う。

(3) 3 ヶ年以上在学し、学納金を完納して、1・2 年次の必修科目を含んで 100 単位以上を修得しなければ卒業研究に着手することはできない。

(4) 上学年次の学科目を履修することはできない。

(5) 同一曜日・時限に複数の授業科目を履修することはできない。

(6) 前年度までに不合格となった学科目を再履修することなく試験のみ受けることは原則としてできない。

(7) 各学科において履修条件の細則がある場合は、これに従うものとする。

(履修申告)

第 5 条 学生は、各学期に履修しようとするすべての授業科目について、担当教員の履修許可を得なければならない。

2 履修許可は、履修申告手続によって行われるものとし、手続方法は、次のとおりとする。

(1) 学生は、各学期初めに行われる各学科の履修ガイダンスに出席しなくてはならない。

(2) 学生は、各自の履修計画に基づいて、Web による履修申告入力を行い、入力内容を 2 部印刷し、1 部をガイダンス教員に提出しなければならない。この提出により、履修登録が確定する。

(3) 科目によっては、施設・設備などの問題から履修人数に制限がかかることがある。履修申告時期終了後に無作為抽選を行い、抽選結果を掲示する。落選者は訂正期間中に他の授業科目を履修申告できるものとする。

- (4) 履修登録確定後の登録内容の変更及び追加・取り消しはできないが、選択科目の場合、前期は6月10日、後期は11月30日までに限って所定の手続きを経て履修中止申告を行うことができる。

(授業)

第6条 授業は、原則として月曜日から金曜日、毎日4時限をもって行うが、教職課程科目の授業は、原則として5時限目に行うものとし、補講・特別講義等は土曜日に行うものとする。授業時間は、次表のとおりとする。

1時限	休憩	2時限	休憩	3時限	休憩	4時限	(休憩)	(5時限)
9:00		10:40		13:00		14:40		(16:20
∪	10分	∪	50分	∪	10分	∪	(10分)	∪
10:30		12:10		14:30		16:10		17:50)

第7条 授業は、次の場合休講とする。

- (1) 大学行事を行う場合（掲示にて連絡する。）
- (2) 授業科目担当教員にやむを得ない理由が生じ、授業が行えない場合（掲示にて連絡する。）
- (3) 授業開始時刻から30分を経過しても授業科目担当教員から指示がなく、授業が開始できない場合
- (4) J R鹿児島本線（博多・門司港間）又はJ R日豊本線（宇佐・小倉間）において事故等により全面的に運行を停止した場合。ただし、午前7時において全面的に運行を停止している場合は、午前中の授業を休講とし、午前10時において全面的に運行を停止している場合は、午後の授業を休講とする。
- (5) 地震、台風等の自然災害、或いは不測の事態が発生した場合

第8条 休講等により授業回数が不足した場合は、補講を行う。補講の日程等は、当該授業中又は掲示にて連絡する。

(試験)

第9条 試験は、定期試験（期末試験）、追試験及び再試験の3種類とし、次の内容のものとする。

- (1) 定期試験（期末試験）は、学期末の試験期間中に行う試験をいう。
- (2) 追試験は、定期試験（期末試験）の受験資格を有しながら、次のやむを得ない理由により定期試験（期末試験）を受験できなかった場合に行う試験をいう。
 - ア 病気で受験できなかった場合（ただし、医師の診断書が必要）
 - イ 二親等以内の親族の死亡による忌引きの場合（ただし、往復の日時を含め最短日数とする。）
 - ウ 公共交通機関が運休又は遅延した場合（ただし、遅延の場合は、当局の発行した遅延証明書が必要）
 - エ 大学が認めた就職試験を受験した場合、及び大学が認めた企業説明会、インターンシップ等に参加した場合（ただし、各学科の就職指導委員の承認が必要）
 - オ 本学が認めた課外活動に参加する場合（ただし、学生委員会の承認が必要）
- (3) 再試験は、成績発表によって不合格となった科目の内、再試験の判定を受けた者に行う試験をいう。

再試験は、成績発表後、その学期内に行われ（この間に再試験の判定を受けた者に対する補講を行うことがある。）その実施方法、日時は担当教員が成績発表時に掲示する。

第10条 試験は、筆記試験を原則とするが、報告書・論文等の審査をもって試験とみなすこともある。筆記試験の時間は、原則として60分又は90分とする。

第11条 各試験の期間及び時間割については、以下のとおりとする。

- (1) 定期試験（期末試験）の期間は、学年暦に示されたとおりとし、時間割は、原則として試験開始1週間前に掲示にて発表する。
- (2) 試験時間割で試験科目に重複がある場合は、定められた期日までに学務課に届出、重複受験処理

の指示を得ること。指示は、掲示にて行う。

第12条 各授業科目の受験資格は、次のとおりとする。

- (1) 履修許可済の授業科目であること。
- (2) 原則として、授業回数の3分の2以上出席していること。

第13条 学生は、試験中、次のことを遵守しなければならない。

- (1) 学生証は、必ず携行すること。
学生証は、机上の見やすい場所に置き、学生証を忘れた場合は、学務課にて仮学生証・(当日のみ有効)の発行を受けること。
- (2) 試験監督者の指示に従うこと。
- (3) 不正行為及び私語や疑わしい行為をしないこと。
- (4) 物品(筆記具・消しゴム・ナイフ等)の貸借をしないこと。
- (5) 持ち込みを許可されていない携帯電話端末などの電子機器を利用し、計算・通信など疑わしい行為をしないこと。
- (6) 遅刻は、試験開始後20分以内は認めるが、試験時間は延長しない。
- (7) 試験場からの退室は、試験開始後30分を経過しないと許可しない。
- (8) 当該科目の試験終了学生は、答案提出後直ちに試験場から退室しなくてはならない。

第14条 前条第3号でいう不正行為については別に定める。

第15条 不正行為を行った学生の懲戒については別に定める。

第16条 試験監督者の指示に従わない場合、或いは、私語や疑わしい行為をした場合は、担当教員が当該科目を零点とする。

第17条 試験場に限らず、採点の際に不正行為・疑わしい行為があったと認められる場合は、第16条に準じて処置する。

(成績、評価及び単位認定)

第18条 学業成績は、第9条及び第10条に定める試験の成績や修学状況(平常の授業時間内に行われる小試験の結果等)を考慮して行う。

第19条 成績は、得点によって次表のとおり判定する。ただし、再試については、70点をもって最高とする。なお、当学期の授業料が完納されなければ単位認定は行わない。

種 別	評 語	点 数	理 由
合 格	A (優)	100点～80点	優れた学力を示した場合
	B (良)	79点～70点	妥当と認められる学力を示した場合
	C (可)	69点～60点	合格と認められる最低限度の学力を示した場合
不合格	E (不可)	59点以下	合格と認められるに足る学力を示さなかった場合
	F (履修放棄)	0点	受講放棄又は定期試験を受験しなかった

なお、GPAによる成績評価は、上表の100点満点評価に基づいて行う。

GPAによる成績評価

点 数	各科目の成績
100～90 点	S
89～80 点	A
79～70 点	B
69～60 点	C
59～ 0 点	D

総合的な成績評価GPAは、 $GPA = \Sigma (n \cdot GP) / \Sigma n$ で算出する。

nは各科目の単位数で、GPは各科目の評価で、60 以上は $(P-50) / 10$

59 以下は $P / 60$ により求め、小数第 1 位までの値とする。履修放棄は 0 とする。

ただし、GPAが 4.0 を超えた場合は 4.0 とする。

教職科目、自主研究、他大学等で取得した科目はGPAの算出に組み入れない。

第 20 条 成績発表は、学期末に「成績一覧」を配布することによって行う。ただし、成績発表の期日は、学年暦で定めるものとし、発表の詳細については、教務委員会の議を経て決定する。

第 21 条 発表のあった成績について問い合わせがある場合は、当該科目を履修した学期内に限って、担当教員に申し出ることができる。

第 22 条 合格した学科目については、その科目の修了を認め所定の単位を認定する。

2 いったん卒業要件単位として認定された科目については、成績が不本意であっても再度履修することはできない。

(卒業に要する最低修得単位数)

第 23 条 本学における卒業に要する最低修得単位数は、別表 1 のとおりとする。

(教職課程)

第 24 条 教職課程の履修については、この規程に準じて行うものとし、授業科目等については、別に定める。

(雑則)

第 25 条 追試験料及び再試験料については、別に定める。ただし、追試験料については、第 9 条第 2 号のオに該当する場合において減額又は免除することがある。

第 26 条 履修申告処理及び成績処理の詳細については、別に定める。

第 27 条 この規程を施行するために必要があるときは、内規として細則を定めることができる。

附 則

1 この規程は、従前の修学規程を全部改正し、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この規程の施行の際、平成 4 年度以前に入学した学生については、第 4 条履修条件及び第 23 条卒業に要する最低修得単位数の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとし、改正前の修学規程細則を適用する。

2 この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から改正施行する。ただし、この規程の改正施行の際、平成 5 年度から平成 8 年度までに入学した学生については、第 23 条別表 1 の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

3 この規程は、平成 9 年 7 月 3 日から改正施行する。

4 この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から改正施行する。

5 この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から改正施行する。ただし、この規程の改正施行の際、平成 9 年度から平成 12 年度までに入学した学生の第 3 条、第 4 条、第 22 条及び第 23 条の規定の適用については、なお従前の例によるものとする。

6 この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から改正施行する。ただし、この規程の改正施行の際、平成 14 年度以前に入学した学生については、なお従前の例によるものとする。

7 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から改正施行する。ただし、この規程の改正施行の際、平成 15 年度以前に入学した学生については、なお従前の例によるものとする。

- 8 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 9 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 10 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 11 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 12 この規程は、平成 22 年 5 月 26 日から改正施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。
- 13 この規程は、平成 24 年 10 月 1 日から改正施行する。
- 14 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 15 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 16 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から改正施行する。ただし、平成 26 年度以前に入学した学生に対する第 3 条、第 4 条及び第 23 条の適用は、なお従前の例によるものとする。

別表 1（第 23 条関係）

授 業 科 目 区 分		最低修得単位数	合 計
教養 教育 科目	基礎スキル科目	2	1 2 4
	総合共通科目	8	
	専門基礎科目	1 0	
学 部 共 通 科 目		9 0	
専 門 教 育 科 目			